

## 12 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程再入学基準

平成 29 年 4 月 1 日現在

I  
学籍・学費  
事務手続

II  
教育課程

III  
学習方法

IV  
Web の  
利用

V  
学生生活

VI  
学習支援

VII  
進路

VIII  
組織

IX  
資料

(目的)

第 1 条 この基準は、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程（以下「課程規程」という。）第 51 条に定める再入学について、同第 1 項に定める審査の基準及び同第 2 項に定める既に履修した授業科目及び修得単位の取扱い並びに在学すべき年数について定める。

(審査の基準)

第 2 条 再入学の審査の基準は、再入学する年度における入学及び編入学に関する規定及び公示（学生募集要項等を含む。）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程（以下「本課程」という。）の在学中の成績等（賞罰及び注意等の処分を含む。）を勘案する。

(再入学する年次)

第 3 条 再入学する年次は退学した年次とし、退学年次の年度の最終日をもって退学した場合は次の年次とする。ただし、総合課程に 2 年以上在学しても専門課程進学の条件を満たしていない場合は、在学年次にかかわらず、2 年次とする。

2 前項の年次の規定は、単位の修得等により履修の制限等を定めている科目についての規定の適用を妨げない。

(在学すべき年数)

第 4 条 卒業までに在学すべき年数は、再入学する年次が 1 年次の場合は 4 年、2 年次の場合は 3 年、3 年次の場合は 2 年、4 年次の場合は 1 年とする。

2 課程規程第 50 条第 3 項第 1 号に定める最長の在学年数は、再入学する年次が 1 年次の場合は 10 年、2 年次の場合は 8 年、3 年次の場合は 6 年、4 年次の場合は 4 年とする。

(既に履修した授業科目)

第 5 条 本課程を退学するまでに履修した授業科目及び本課程の在学にあたって認定された単位は、再入学時において履修又は修得したものとする。

2 退学する次年度に再入学するとき、授業科目の課題提出等の履歴は、翌年度に履修を継続する例による。

3 本課程を退学した後に、他の大学等において修得した単位は、前々項に定める単位について再入学する年次が 1 年次の場合は 30 単位、2 年次の場合は 38 単位、3 年次及び 4 年次の場合においては 76 単位を超えない場合のみ、その上限の単位まで加えることを認めることができる。

(改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この基準は平成 16 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。